

京都市児童館及び学童保育所条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則を公布する。

平成19年8月10日

京都市長 榊本 頼兼

京都市規則第22号

京都市児童館及び学童保育所条例の一部を改正する条例の一部の施行期  
日を定める規則

京都市児童館及び学童保育所条例の一部を改正する条例（平成18年12月28日京都市条例第21号）中別表第1京都市神川北児童館の項の次に1項を加える改正規定の施行期日は、平成19年9月1日とする。

（保健福祉局子育て支援部児童家庭課）